2200

（その１）

収支報告書

平成29年分
（　　開催分）

（ふりがな）　にっぽんいしんのかいさんぎいんおおさかふせんきょくだいにしぶ

1 政治団体の名称　日本維新の会参議院大阪府選挙区第2支部

2 主たる事務所の所在地　大阪府大阪市城東区中央1-13-13-218

3 代表者の氏名　浅田　均

4 会計責任者の氏名　浅田　ひとみ

事務担当者の氏名　平岡　紀志

（電話）　06-6933-2300

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	浅田　均
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

受付
平 30.5.30
6
大阪府選挙管理委員会

PY0014 H29. 1130-3-30 5890

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	12,551,743
（前年からの繰越額）	2,551,743
（本年の収入額）	10,000,000
支　出　総　額	10,000,000
翌年への繰越額	2,551,743

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	0	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　　考
1	日本維新の会　本部	2,500,000	H29/4/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
2	日本維新の会　本部	2,500,000	H29/7/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
3	日本維新の会　本部	2,500,000	H29/10/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
4	日本維新の会　本部	2,500,000	H29/12/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	合　　計	10,000,000	/		

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	7,054,356	0	
(2) 光熱水費	137,719	0	
(3) 備品・消耗品費	671,018	0	
(4) 事務所費	1,163,027	0	
小計	9,026,120	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	798,154	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	168,928	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	168,928	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	6,798	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	973,880	0	
合計	10,000,000		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	電気代	14,154	H29/1/30	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1丁目13番13号	
2	電気代	13,776	H29/2/28	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1丁目13番13号	
3	電気代	12,980	H29/3/28	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1丁目13番13号	
4	電気代	11,009	H29/4/27	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1丁目13番13号	
5	電気代	10,967	H29/7/25	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1丁目13番13号	
6	電気代	12,983	H29/8/29	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1丁目13番13号	
7	電気代	10,458	H29/9/26	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1丁目13番13号	
8	電気代	10,203	H29/10/26	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1丁目13番13号	
9	電気代	10,539	H29/11/27	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1丁目13番13号	
10	電気代	13,746	H29/12/25	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1丁目13番13号	
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	16,904				
	合計	137,719				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	事務所机・椅子代	138,236	H29/1/19	無印良品	東京都千代田区丸の内3-8-3	
2	パソコン代	123,980	H29/5/16	ヨドバシカメラ	大阪市北区大深町1-1	
3	パソコン周辺機器代	24,230	H29/5/16	ヨドバシカメラ	大阪市北区大深町1-1	
4	タブレット端末代	158,100	H29/5/19	ヨドバシカメラ	大阪市北区大深町1-1	
5	パーティション代	123,120	H29/11/16	インテリア栄	大阪市城東区今福南2-10-5	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	103,352				
	合計	671,018				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	社会保険労務士報酬	93,879	H29/1/11	大西労務事務所	大阪市浪速区湊町1-4-1 OCATビル4階	
2	家賃	85,320	H29/1/30	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1-13-13	
3	家賃	85,320	H29/2/28	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1-13-13	
4	家賃	85,320	H29/3/28	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1-13-13	
5	家賃	85,320	H29/4/27	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1-13-13	
6	家賃	85,320	H29/5/25	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1-13-13	
7	家賃	85,320	H29/6/27	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1-13-13	
8	家賃	85,320	H29/7/25	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1-13-13	
9	家賃	85,320	H29/8/29	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1-13-13	
10	家賃	85,320	H29/9/26	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1-13-13	
11	家賃	85,320	H29/10/26	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1-13-13	
12	家賃	85,320	H29/11/27	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1-13-13	
13	家賃	85,320	H29/12/25	村上実業株式会社	大阪市城東区中央1-13-13	
14	はがき代	12,400	H29/12/25	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
15						
	その他の支出	32,908				
	合計	1,163,027				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	交通費	28,900	H29/1/27	株式会社JTB首都圏　国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
2	交通費	29,100	H29/5/1	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田2-4-24	
3	交通費	27,200	H29/5/18	甲南チケットJR京橋店	大阪市都島区東野田町3-4-21	
4	宿泊費	13,500	H29/5/20	東急EXイン蒲田	東京都大田区蒲田5-28-18	
5	交通費	27,400	H29/6/2	甲南チケットJR京橋店	大阪市都島区東野田町3-4-21	
6	交通費	27,400	H29/6/8	甲南チケット京阪京橋店	大阪市都島区東野田町2-1-38	
7	宿泊費	10,900	H29/6/10	ゲストワン上野駅前	東京都台東区東上野2-18-18	
8	交通費	27,200	H29/6/16	チケットキャビンクリスタ長堀店	大阪市中央区南船場2丁目 長堀地下街1号5番　クリスタ長堀	
9	ETC利用料	55,340	H29/9/4	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー	
10	ETC利用料	59,960	H29/11/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー	
11	交通費	19,230	H29/11/8	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ	
12	交通費	26,490	H29/11/10	株式会社JTB首都圏　国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
13	交通費	28,580	H29/11/29	株式会社JTB首都圏　国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
14	ETC利用料	63,090	H29/12/4	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー	
15	交通費	19,230	H29/12/21	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ	
16	ETC利用料	20,235	H29/6/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー	
17	ETC利用料	21,038	H29/7/3	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー	
18	ETC利用料	29,783	H29/8/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー	
19	ガソリン代	35,826	H29/9/4	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー	

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
20	ETC利用料	37,856	H29/10/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー	
21	ガソリン代	34,168	H29/11/2	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー	
22	ガソリン代	34,474	H29/12/4	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー	
23	交通費	19,230	H29/12/21	株式会社JTB首都圏　国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1 参議院別館2階	
	その他の支出	102,024				
	合計	798,154				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					印刷製本費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	印刷代	39,960	H29/1/30	有限会社すばる印刷	大阪市旭区新森7-9-29	
2	印刷代	28,728	H29/7/28	有限会社すばる印刷	大阪市旭区新森7-9-29	
3	印刷代	29,160	H29/12/12	有限会社すばる印刷	大阪市旭区新森7-9-29	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	71,080				
	合計	168,928				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					書籍購入費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	6,798				
	合計	6,798				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成30年　5月　15日

政治団体の名称　日本維新の会参議院大阪府選挙区第2支部

会計責任者の氏名　浅田　ひとみ　浅田

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成30年 5月 15日

日本維新の会参議院大阪府選挙区第２支部
代表　浅田　均　殿

登録政治資金監査人　丹野 壮治
登　録　番　号　第　119、号
研修修了年月日　平成 20年 9月 12日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、日本維新の会参議院大阪府選挙区第２支部の平成29年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、日本維新の会参議院大阪府選挙区第２支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

日本維新の会参議院大阪府選挙区第２支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会参議院大阪府選挙区第２支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上

（※１）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第１７条第１項に規定する収支報告書」とすること。

（※２）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で政治資金監査の実施場所を特定すること。

（注）政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合

② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合